

中小企業脱炭素経営推進事業のうち
「中小企業への脱炭素経営導入支援業務委託」に係る企画提案公募実施要領

本実施要領は、県内中小企業への脱炭素経営の導入を推進するため、「温室効果ガス排出量の算定支援」「温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援」を外部委託により実施するにあたり、その委託先を選定するための企画提案公募を以下に基づき実施する。

なお、本手続きは、令和7年度当初予算成立を前提とした事前手続であり、県議会において令和7年度当初予算が否決された場合または本事業予算が削除された場合には、手続きを中止し、契約を締結しないことがある。

1 委託業務の名称

中小企業への脱炭素経営導入支援業務

2 委託業務の概要

(1) 委託業務内容

「中小企業脱炭素経営推進事業のうち脱炭素経営導入促進業務委託仕様書」のとおりとする。

なお、本仕様書は必要最低限の要件を示すものであり、応募者独自の創意工夫や仕様を超える提案（追加機能、効果的に実施方法、コストパフォーマンスの上昇など）については、加点対象とする。

(2) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 委託料上限額

48,965,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 参加資格

次の各号に掲げる要件を全て満たす者を、参加対象とする。

- (1) 仕様書に基づく業務を遂行するに十分な能力及び実績を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第2条第1号、第2号若しくは第3号の規定に該当し、又は同条例に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 委託事業に関するノウハウを有し、かつ当該委託事業を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。

4 公募スケジュール

- (1) 企画提案公募の開始 : 令和7年6月25日(水)
- (2) 企画提案参加申請書締切 : 令和7年7月9日(水) 17時必着
- (3) 質問受付締切 : 令和7年7月15日(火) 17時必着
- (4) 企画提案書類受付 : 令和7年7月30日(水) 17時必着
- (5) プレゼンテーション : 令和7年8月6日(水)(予定)
- (6) 審査結果通知 : プレゼンテーション実施日から1週間以内
- (7) 受託候補者との協議及び契約締結 : 令和7年8月中(予定)

5 企画提案参加申請

企画提案公募に参加を希望する場合は、以下により「企画提案参加申請書」(様式1)を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月9日(水) 17時必着

(2) 提出方法

「12 問い合わせ先」に記載の部局へ持参、メール又は郵送により提出すること。

なお、持参の場合の受付は土日祝日を除く9時から17時までとし、メールでの提出の場合は、送付した旨の電話連絡をすること。

(3) 参加の辞退

企画提案参加申請書の提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、「辞退届」(様式2)を「12 問い合わせ先」へ持参、メール又は郵送により提出すること。

なお、持参の場合の受付は土日祝日を除く9時から17時までとし、メールでの提出の場合は、送付した旨の電話連絡をすること。

6 質問受付及び回答

(1) 質問提出期限

令和7年7月15日(火) 17時必着

(2) 質問要領

質問書(様式3)を「12 問い合わせ先」に記載のアドレス宛に電子メールで提出すること。電子メールの表題は「脱炭素経営導入促進業務委託に係る企画提案公募に関する質問」とすること。

なお、質問を電子メールで提出した際には、「12 問い合わせ先」にその旨を電話連絡すること。

(3) 質問への回答

質問内容及びその回答は、質問提出期限後に「企画提案参加申請書」を提出した者全員(辞退者を除く。)に対し電子メールで通知する。

質問者名については原則として掲載しない。ただし、質問又は回答の内容が軽微な場合や、質問者の具体の提案内容に密接に関わる場合等においては、質問者に対し個別に回答することがある。

(4) 説明会

本企画提案公募に係る説明会は開催しない。

7 企画提案書類の提出

(1) 提出期限

令和7年7月30日(水) 17時必着

なお、提出書類の内容に不備があった場合の補正書類の提出期限も令和7年7月30日(水) 17時までとする。

(2) 提出書類

ア 企画提案応募書(様式4)

イ 企画提案書(様式任意)

- ・仕様書を参照して作成すること。
- ・A4片面印刷、左上1か所ステープラー綴じで提出のこと。
※A3を使用する場合は、折り込み(A4サイズ)とすること。
- ・資料の向きやカラー・モノクロは問わない。
- ・使用言語は、日本語とすること。
- ・「9(3) 審査基準」を踏まえ、次の(ア)から(キ)について記載すること。
 - (ア) 業務実施体制及び業務実施計画
 - (イ) 類似案件の業務実績
 - (ウ) 仕様書の内容を踏まえた、具体的な事業案
 - (エ) 温室効果ガス排出量の算定支援に用いる温室効果ガス排出量管理システム(算定ツール)の概要
 - (オ) 温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援について、国際認証基準(中小企業版SBT認定)に準拠していることの説明
 - (カ) 再委託を予定する業務内容とその理由
 - (キ) そのほか本委託業務の遂行にあたって有益な提案(追加提案)
 - (ク) 委託業務に係る契約希望額(消費税及び地方消費税込み)
 - (ケ) (ク)の積算内訳※¹

※1. 「事業の周知、支援企業の募集」「温室効果ガス排出量の算定支援」「温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援」に区分して積算を行うこと

また、「温室効果ガス排出量の算定支援」「温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援」については、1事業者あたりの支援に要する費用を明示すること

ウ 添付書類(様式任意)※²

- (ア) 会社概要(パンフレット等応募者の事業内容を確認できるもの)
- (イ) 決算書、財務諸表など(応募者の直近の経営状況を確認できるもの)
- (ウ) その他提案を説明するのに必要な書類

※2. 企画提案書の中に必要な事項を記述することで、添付を省略しても差し支えない。

(3) 提出部数

正本1部、副本4部

なお、正本には「企画提案参加申請書の写し」を添付すること。

(4) 提出方法

「12 問い合わせ先」へ、持参又は郵送により提出すること。(電子メール又はFAXでの提出は認めない)

なお、持参の場合の受付は、土日祝日を除く9時から17時までとする。

また、郵送の場合は、封筒の表に「企画提案応募書類在中」と記載して提出すること。

8 プレゼンテーション(企画提案内容の説明)

(1) 実施日時等

令和7年8月6日(水)に実施予定。

日時、場所については「企画提案参加申請書」を提出した者全員(辞退者を除く。)に対し別途通知する。

なお、審査にあたりプレゼンテーションの必要性が相当に低いと考えられる場合は、開催しない。

(2) 実施要領

1者当たり20分程度(説明15分、質疑応答5分)で企画提案書を基に実施する。

企画提案書のみでの表現が難しいものについては、別途プレゼンテーション用資料を用いることができることとする。(当日持参可能)

9 提案企画等の審査

(1) 審査機関

受託予定者の選定は、福岡県が設置する選定委員会により行う。

(2) 選定方法

企画提案書類及び必要に応じて実施するプレゼンテーション及びヒアリング内容を総合的に勘案し、最も優秀な提案を行った者を受託予定者に選定する。

ただし、最低基準を満たさない提案は選定の対象としない。

なお、審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

(3) 審査基準

企画提案書類等について、以下の項目を総合的に審査し、評価する。

項目	内容	配点
業務遂行能力	・業務を遂行するにあたって、安定的な経営状況であるか。 ・支援対象企業数に対応できる業務遂行能力を有しているか。 ・業務を効果的かつ効率的に遂行するための人員配置等がなされているか。 ・過去の官公庁との契約実績など、類似した業務の実績があるか。	10
企画提案の内容	(事業の周知、支援企業の募集) ・事業周知用のチラシの作成方法は適切か。 ・事業の周知方法・支援企業募集手法について、創意工夫が認められるか。 ・計画の内容は具体的で実現可能なものか。	15
	(温室効果ガス排出量の算定支援) ・算定対象は、仕様書で示した要件を満たしているか。 ・支援対象企業が簡単に利用可能な算定ツールを用いる計画となっているか。 ・事業者の状況に応じ、排出削減に向けて、効果的な助言等をできるような計画となっているか。 ・計画の内容は具体的で実現可能なものか。	15
	(温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援) ・削減目標の設定にあたって、部門別のエネルギー使用状況などの詳細な解析が行われる計画となっているか。 ・国際認証基準（中小企業版S B T認定）に沿った排出削減目標の設定が行われる計画となっているか。 ・計画の内容は具体的で実現可能なものか。	15
追加提案内容	・採用可能な追加提案（支援先に対する事後支援を含む）があれば、その内容を加点点評価する。	15
積算内容の妥当性	(事業の周知、支援企業の募集) ・見積りが業務内容に見合っており、適正であるか。 ・費用対効果が優れているか。	10
	(温室効果ガス排出量の算定支援) ・見積りが業務内容に見合っており、適正であるか。 ・費用対効果が優れているか。	10
	(温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援) ・見積りが業務内容に見合っており、適正であるか。 ・費用対効果が優れているか。	10
合 計		100

(4) 最低基準点等

受託予定者選定の最低基準点は、評価委員会の評価点（委員の平均評価点）が評価点合計（100点）の6割以上であることをとし、最低基準点を満たさない企画提案者は選定の対象としない。

また、契約希望額が48,965,000円（消費税及び地方消費税込み）を超える企画提案者は選定の対象としない。

(5) 応募者なし又は応募者が1者の場合の取扱

期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には、公募を中止し、業務内容等の見直しを行う。

企画提案書類提出者が1者のみの場合でも審査は行い、審査結果において最低基準点を満たす場合は、当該企画提案書類提出者を受託予定者とする。

(6) 評価が同点の場合の取扱い

企画提案者が複数あり、評価が同点の場合は、選定委員会において協議を行い、受託予定者を選定する。

(7) 選定結果の通知及び公表

審査の結果については、同審査後速やかに企画提案書類提出者に通知するとともに福岡県ホームページにおいて公表する。

10 契約の締結等

(1) 仕様書の確定

仕様書には必要に応じて受託予定者による企画提案内容を反映させることとし、福岡県と受託予定者との協議の上、本件業務委託に係る仕様書を確定する。

(2) 見積書の提出依頼

福岡県は、仕様書確定後、別途指定する期限までに受託予定者に対し見積書を提出させる。

(3) 契約の締結

受託予定者による見積金額に100分の110を乗じた額が予定価格の範囲であった場合、速やかに福岡県と受託予定者との間で本件業務委託に係る契約を締結する。

なお、この契約締結に要する費用は、本件業務受託者（以下「受託者」という。）の負担とする。

(4) 契約保証金

受託者は、契約締結に当たり、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）第170条各号に該当する場合を除き、同第169条第1項の規定による金額を契約保証金として福岡県に納めること。この契約保証金は、業務が支障なく履行されたときは全額返還する。

(5) 委託料の支払

本業務の支払い方法は下表のとおりとする。

区分	支払方法
事業の周知、支援企業の募集	事業終了後に一括して支払い
温室効果ガス排出量の算定支援	令和7年12月末時点の実績に基づき中間払いを行い、令和8年3月末時点の実績に基づき精算払いを行う
温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援	

(6) 再委託の制限

受託者は、本件業務の全部を第三者に委託してはならない。

受託者は、本件業務の一部を第三者に委託する場合、事前に福岡県と協議の上、承諾を得なければならない。

(7) 個人情報保護及び守秘義務

受託者が業務遂行上個人情報を取り扱う場合には、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号）その他関連規程に基づき、十分に留意の上適正に取扱わなければならない。

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他に漏らし、又は、自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

11 その他

- (1) 企画提案書類の作成・提出等に要する費用、その他の参加等に要する経費については応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書類は、採用の有無によらず返却しない。
- (3) 提出された企画提案書類は、受託予定者の選定及び仕様書の確定のみに使用する。
- (4) 各種書類に虚偽の記載をした事業者の応募は無効とする。
- (5) 企画提案参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。
- (6) 令和8年度以降も本事業を継続する場合、本事業の実績等を勘案し、受託者と随意契約を締結することがある。

12 問い合わせ先

福岡県環境部環境保全課地球温暖化対策係 担当：世良

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

TEL：092-643-3356

FAX：092-643-3849

電子メール：chikyu@pref.fukuoka.lg.jp